

西粟倉村農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 5年12月21日(木) 午後6:27～ 7:01

2. 開催場所 あわくらホール

3. 出席者

農業委員		事務局	
○ 神原 秀吾		事務局長 萩原 勇一	
○ 小椋 義宣		事務員 萩原 眞幸光	
○ 政久 剛志			
○ 萩原 眞壽雄	欠		
○ 春名 昌美			
○ 青木 英隆			
○ 上山 光重	欠		
○ 新田 茂			
○ 清水 貴志			
○ 春名 光博			
○ 田中 裕之			
○ 井上 誠			

4. 議事日程

- ・ 議事録署名委員の選出
- ・ 議案第1号 基盤強化法第19条
- ・ 報告第1号 農地法第3条の3

5. 議決事項

- ・ 議案第1号 許可 ・ 不許可

6. 内容

<p>事務局長</p>	<p>それでは、12月の農業委員会を始めさせて頂きたいと思います。会長よろしくお願ひします。</p>
<p>会長</p>	<p>そろそろ大雪がきそうなので、交通事故には気をつけて、良い年が迎えられるようにしてください。それでは、議題にそつて審議していきたいと思ひますのでよろしくお願ひします。</p> <p>まず、今回の議事録署名委員の指名をします。今回は、議席番号5番の春名昌美委員と6番の青木委員にお願ひします。</p> <p>それでは、事務局から説明をよろしくお願ひします。</p>
<p>事務局</p>	<p>失礼します。</p> <p>それでは、早速ですが資料2ページ目をお願ひします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第1号 P2 基盤強化法第19条（農業経営基盤強化促進法）に係る利用権の設定についてです。今回、3件の申請がありました。うち新規の設定が3件、再設定が0件となります。</p> <p>■申請番号1-45番（賃貸借） 3筆 利用権の設定をうける者 西粟倉村大字●●● ●●● 氏 利用権の設定をする者 大阪府●●● ●●● 氏</p> <p>■申請番号2-44番（使用貸借） 1筆 利用権の設定をうける者 西粟倉村大字●●● ●●● 氏 利用権の設定をする者 西粟倉村大字●●● ●●● 氏</p> <p>■申請番号2-46番（使用貸借） 2筆 利用権の設定をうける者 西粟倉村大字●●● ●●● 氏 利用権の設定をする者 西粟倉村大字●●● ●●● 氏</p> <p>2-44番の●●●氏については、新規参入になります。5～6ページに営農計画書を添付しておりますが、本村では初めての試みとなる、「よもぎ」の栽培になります。①性質として、生産者が少ないことで、優位に販売が可能、②獣害に強い、③遊休農地解消につながる等が挙げられています。基本加工品の原材料として出荷を計画されているということです。加工されたものをECサイト等での販売も計画されています。これらに従事するものは、申請者、知社の●●●氏、●●●氏（重機関係）、ということです。既に、所有者の●●●氏の管理のもと、準備をされており、利用権設定後には、●●●氏が経営していく形となります。</p> <p>以上、各申請の申請書類と利用権設定する土地の地積図を4～11ページに添付しておりますのでご確認ください。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>第1号議案について、何かありますでしょうか。</p>

(意見聴衆) 特になし。	
会長	他に無いようでしたら、第1号議案についてはご承認いただきました。 次に、報告第1号について説明をお願いします。
事務局	<p>■報告事項第1号 P12 農地法第3条の3の規定による相続等の届出についてです。</p> <p>■報告番号47番 8筆 届出者 兵庫県●●● ●●● 氏</p> <p>■報告番号48番 2筆 相続人 西栗倉村●●● ●●● 氏</p> <p>■報告番号49番 1筆 相続人 西栗倉村●●● ●●● 氏</p> <p>詳細は、P14～23に添付しておりますのでご確認ください。以上で説明を終わります。</p>
(意見聴衆) 特になし。	
会長	その他、事務局からありますでしょうか。
事務局	<p>① <u>農地パトロールの結果について</u></p> <p>皆様から頂いた資料をもとに、12月5日までで、現地をすべて確認してまいりました。その中で遊休農地および再生困難な農地については、写真とメモを残しております。その状況について、今後所有者に対し、利用意向調査並びに非農地判断の確認の書類を発送する予定としています。整理に少し時間を要しておりますが、順次、はそうしていきますので、相談がありましたらご対応よろしくをお願いします。</p> <p>② <u>地域計画の今後の予定について</u></p> <p>地域計画について、地域農業の将来のあり方について示した計画書と10年後の耕作状況を図示した目標地図を作成する必要があります。12月19日の研修会にご参加いただいた委員の方もいらっしゃいますが、本村では、別紙のように進めていく予定としています。</p> <p>この中で皆様をお願いするのは、協議の場への参加と農家へのヒアリングです。聞き取りを行う上で問題となるのが、村内に不在の方や、連絡先が分からない方への対応です。なるべく親類等を経由し、調べていただくようお願いします。どうしてもわからない場合の対応もありますので、協議の場で改めて説明したいと思っています。</p>

	<p>また、協議の場には、農業委員会、中山間協定代表者、JA、農地中間管理機構、岡山県を予定しています。</p> <p>③ 非農地判断について</p> <p>配布しています、西粟倉村農業委員会非農地証明書発行事務取扱要領（抜粋）に非農地証明願が提出された際の、判断基準を掲載しています。蛍光にしていますように、「人為的に無断転用された土地であっても、その行為が 20 年以上経過し、農業委員会が特に法励行上証明書の交付を行うこともやむを得ないと認めた場合は、発行してもさしつかえないものとする。」となっています。この判断については、背景、周辺、及び悪意性などを勘案していくこととなります。状況に応じ、その時の農業委員が判断していくこととなりますので、ご周知ください。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>以上よろしいでしょうか。</p> <p>無いようでしたら以上で、議事を終了します。事務局にお返しします。</p>
事務局長	<p>お疲れさまでした。</p> <p>それでは、閉会の辞を会長代理お願いします。</p>
会長代理	<p>寒くなってきております。身体には十分気をつけて、新しい年が迎えられるようお願いいたします。お疲れ様でした。</p>

年 月 日

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____